

— 中山間地域を守るみなさまを支援します —

中山間地域等直接支払制度

第6期対策
(令和7年度～令和11年度)



第6期対策 3つのポイント

- 1 本制度の「中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援」という趣旨を踏まえ、目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画との調和を図るため、交付対象農用地を農振農用地区域内及び地域計画区域内の農用地とする。
- 2 複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の活動への参画により将来に向けて共同取組活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するため、体制整備単価（10割単価）の要件を「ネットワーク化活動計画の作成」とする。
- 3 複数の集落協定間での活動のネットワーク化や統合、多様な組織等の参画により将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するため、「ネットワーク化加算」を新設するとともに、スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた意欲的な取組を支援するため「スマート農業加算」を新設する。

令和8年4月

農林水産省

交付金の返還について③

対象農用地の管理で特に注意が必要な点

次のような場合が生じれば、**すぐに市町村に届出**を行い、交付金返還等の手続きを適切に行いましょう（23頁のとおり返還免除になる場合もあります。）

令和8年2月に会計検査院から、次のような場合について、不適切に交付金を受けていた事態があると指摘を受けました※。

※会計検査院法第34条の規定による処置要求（令和8年2月16日）「多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金に係る対象農用地の保安全管理等について」

- 宅地、駐車場、倉庫、資材置き場、畜舎、道路、太陽光発電パネル等に転用した場合

- 耕作や維持管理が適切に行われていない場合



樹木が繁茂

（写真）会計検査院処置要求の「報告のポイント」より

- 田の交付単価で交付を受けている農地で、たん水するための畦畔やかんがい機能（水路、揚水ポンプ等）を無くした場合



本来畦畔があるエリア

（注）畦畔が無くなっている。

（写真）会計検査院処置要求の「報告のポイント」より